

# 山 青 森 県 報

第二千七号

平成十四年四月十日(水曜日)

## 目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) …… 三
- 右 同……………( 同 ) …… 三
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………( 同 ) …… 三
- 介護保険法による介護療養型医療施設の指定……………( 同 ) …… 四
- 保安林の指定解除予定……………( 林 政 課 ) …… 四
- 右 同……………( 同 ) …… 五

## 出先機関

- 土地改良区の役員の就任……………( 地 方 農 林 上 水 産 事 務 所 ) …… 五
- 土地改良事業計画変更の同意……………( 同 ) …… 五

## 教育委員会

- 青森県教育委員会教育庁の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令……………( 職 員 福 利 課 ) …… 五
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………( 青 森 県 総 合 学 校 教 育 セ ン タ ー ) …… 六

## 正 誤

## 告 示

### 青森県告示第百九十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社アットホーム	青森市筒井四丁目八の一七	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム青空倶楽部小柳館	青森市小柳一丁目一三の二	平成一四・三・二四
社会福祉法人和幸園	青森市大字矢田三下野尻四八の三	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム千代の郷	青森市大字矢田三下野尻四八の四	〃
有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字城東中央一丁目一の九	訪問介護	有限会社ケアサポートかがやき	弘前市大字城東中央一丁目一の九	〃

○平成十四年三月三十一日号外第三十六号条例中……………( 税 務 課 ) …… 六





平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 あじさい会	東津軽郡三厩村字新町八	三厩村高齢者生活福祉センター寿楽園	東津軽郡三厩村字新町七	平成 四・三六	
社会福祉法人 つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	在宅介護支援センターいたや荘	北津軽郡板柳町大字辻字岸田六	〃	
特定非営利活動法人 わっしょい	上北郡百石町二丁目一丁目六の二九〇	居宅介護支援センターわっしょい	上北郡百石町二丁目一丁目六の二九〇	〃	
社会福祉法人 東北赤松福祉会	上北郡東北町字往來ノ下三四	居宅介護支援事業所ばぶら	上北郡東北町字往來ノ下三三の三	〃	
社会福祉法人 秋葉会	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一二七	居宅介護支援事業所桔梗野の家	八戸市大字市川町七字桔梗野一五の七	〃	
社会福祉法人 青森社会福祉振興団	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三	脇野沢村高齢者福祉施設いこいの里	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向七三の一	〃	

青森県告示第百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	開設の場所	指定年月日
特別養護老人ホーム あんじんの郷	東津軽郡平館村大字野田字鳴川二二二の三	平成 四・三六

特別養護老人ホーム いこいの里	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向七三の一	〃
-----------------	---------------------	---

青森県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十一条第一号の規定により公示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	開設の場所	指 定 年 月 日
むつりハビリテーション病院	むつ市桜木町一三の一	平成 四・三四

青森県告示第百九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所  
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊山一の一・大字稲生字月泊山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- （次の図）は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

- 一 解除予定保安林の所在場所  
十和田市大字深持字深持山一の四
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

上北地方農林水産事務所長 田中正之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事 古屋敷征一		上北郡天間林村大字榎林字古屋敷九の二	平成一四・三・四

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、六戸町に係る次の土地改良事業の計画の変更に伴って平成十四年三月二十九日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

上北地方農林水産事務所長 田中正之

- 一 事業名  
基盤整備促進
- 二 地区名  
館野

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁内一般  
出先機関  
所轄教育機関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月十日

青森県教育委員会教育長 花田隆則

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「豊澤武輝」を「齊藤勉」に、「花田隆則」を「武田登」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月十日

青森県総合学校教育センター所長 工 藤 幸七郎

- 一 特定役務の名称及び数量  
電子計算組織の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総合学校教育センター  
青森市大字大矢沢字野田八〇の二

正 誤

税 務 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤
平成十四年四月十日 号外第三六号	条 例	第五六号	二	下	ら 後ろ か	法律第 号
						法律第十五号

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
富士通リース株式会社

六 契約金額  
東京都新宿区西新宿二丁目七の一  
三千九百五十万二千八百九十円

七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。

八 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭